

自動車騒音常時監視（面的評価）業務の概要

平成24年度より自動車騒音の状況の常時監視に関する事務が県から市へ委譲されました。

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音対策を計画的総合的に行うための基礎資料となるように道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音曝露状況を把握するものです。

1. 面的評価とは

面的評価とは幹線道路に面した地域（道路端から50mの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。

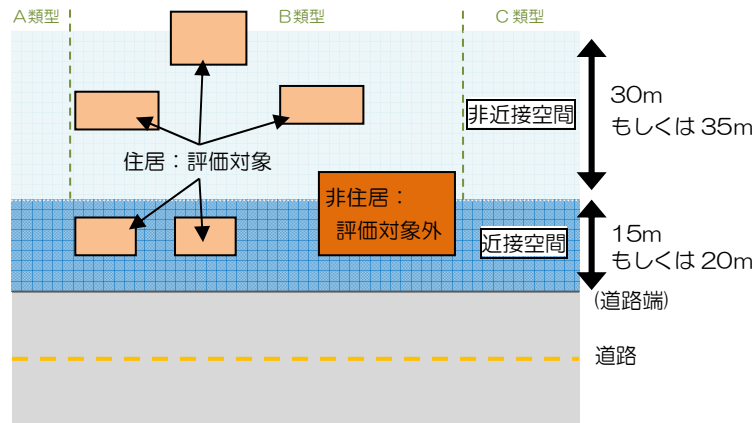
評価の対象は住居、学校、病院等となっており、工場・事業所等の非住居は対象外です。

また、評価区間50mを近接空間と非近接空間に分け、異なる環境基準値で評価します。

○近接空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

さらに、非近接空間は用途地域によりA、B、Cの基準値に類型分けして評価します。



2. 面的評価の流れ

実施計画の策定



騒音測定・沿道条件の把握

評価対象路線の内、代表的な地点を選び騒音測定を行うと共に、道路沿道の構造や建物についての情報を把握します。

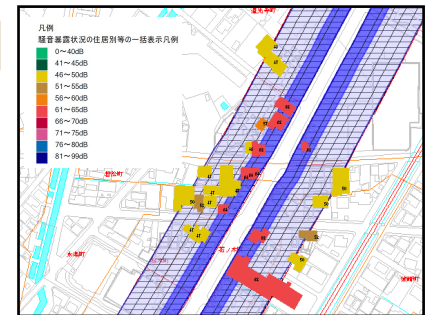
常時監視を行う道路を選定します。対象道路は西尾市内を通過する主要幹線道路で自動車による騒音の影響が大きい路線を選びます。



騒音測定の様子

騒音曝露状況の把握

騒音測定結果及び沿道条件の把握結果を基に、面的評価支援システムを用いて建物毎の騒音曝露状況について推計します。



面的評価支援システム 騒音曝露状況の把握

報告

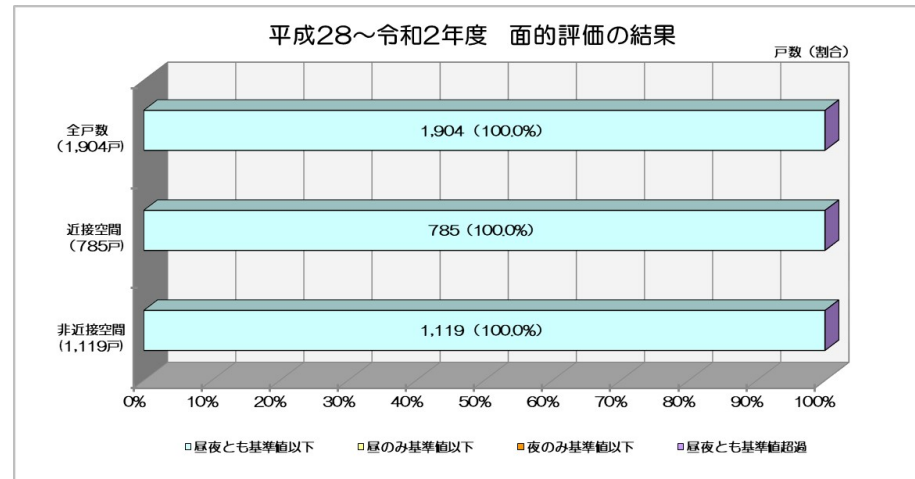
環境省へ指定の様式で報告します。

3.評価結果の概要

■全体の評価結果

環境基準の達成状況は平成29年度から5年間の実施計画に基づいて評価します。実施計画の4年目にあたる令和元年度では、平成28～令和2年度の評価結果が市全体の評価結果となります。

データを集計した結果、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのが1,904戸(100.0%)であり、環境基準値を超過している住居等はありませんでした。



■路線別の評価結果（令和2年度）

令和2年度では「花蔵寺花ノ木線（愛知県道310号）」の1路線について評価を行いました。対象となる住居等は290戸で、昼間・夜間ともに環境基準値以下の割合は100%でした。

番号	路線名	住所	測定期間	騒音レベル (L_{Aeq}) (単位: dB)		評価区間			環境基準達成戸数(戸)			調査区間内 全戸数 (戸)	環境基準達成率(%)		
				昼間	夜間	起点	終点	区間 延長(km)	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	花蔵寺花ノ木線	寄住町	R2.6.3 ～ R2.6.4	63	56	室町	花ノ木町	3.7	290	290	290	290	100	100	100